

働き方改革で起きうる身近な問題 この対応はアウト?セーフ?を事例で解説

働き方改革

受講対象：経営者・人事・労務担当者 等

Q&Aでわかる実務のギモン

働き方改革関連法の施行に伴い、中小企業もしっかりと対応を考え様々な取り組みを行っていく必要がありますが、働き方改革の全体像は把握していても、実務の細かな点でわからない事が多いと感じる経営者の方も多いと思われます。そこで本セミナーでは、働き方改革に関連して実際に発生しうる問題、身近な課題に関して、具体的なケース例をあげながら留意すべき点を解説していきます。是非ご参加ください。

講座内容

◆働き方改革の目的とスケジュール 要点のおさらい

- ・働き方改革関連法の全体像とスケジュール
- ・働き方改革の重要項目解説
- ・企業に必要な規定類の見直し

◆実際の企業対応で発生しうる諸問題 Q&A

- Q. 同一労働同一賃金の観点から、正規と非正規の間で認められるものと認められないものの違いとは？
- Q. 有給休暇5日はどうやって取得させればいい？
- Q. 残業がどうしても三六協定をオーバーしそうな場合は？
- Q. 副業勤務後に本業勤務の場合、1日の労働時間の考え方は？また残業代の考え方は？
- Q. 勤務間インターバル制は実際どのように導入するの？
- Q. 客観的労働時間把握義務の「客観的」とは具体的に？
- Q. 有休取得義務、有休買い取ってもいいの？
- Q. 総労働時間は変えずに年間休日を減らすには？
- Q. 緊急時における労務リスク対応とは？
- Q. テレワーク導入、フレックスタイム制の活用などしたら、勤怠管理はどう行えばよい？
- Q. 外国人を雇ったら、どこまで会社は配慮すべきなの？(宗教対策？習慣の違い？等々) 等

●講師紹介●

くらなかかずひろ

蔵中一浩 氏

横浜リンケージ社労士事務所代表

・特定社会保険労務士



昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またセクハラ・パワハラ防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

日時 令和3年 1月21日(木)

14:00~16:00

場所 古河商工会議所 3階

(古河市鴻巣 1189-4)

受講料 無料

定員 20名 (定員になり次第締め切り)

主催

古河商工会議所/中小企業相談所

担当:中山 TEL 0280-48-6000

★お申し込み方法

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、

FAXにてお申込みください。

【ご参加される皆さまへ】

必ずマスクを着用されてご参加くださいます様、お願い致します。

セミナー実施に当たりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・消毒用アルコールの設置・講師と運営側の手洗いとマスク着用の徹底等、新型コロナウイルス感染予防に努めて参ります。また、開催日までの状況変化により、中止または延期とさせて頂く事もありますので、ご承知おきください。

1/21(木)開催 セミナー参加申込書

古河商工会議所 行 FAX:0280-48-6006

お申込日 令和 年 月 日

事業所名	TEL :
	FAX :
受講者名	複数申込み可能です

※ご記入いただいた内容は、当事業運営のために利用する他、事務連絡や関連事業の情報提供のために利用することがありますが、第三者に公開するものではありません。